

理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の説明書

外
務
省

目次

ページ

一	概説	一
	1 改正の承認経緯	一
	2 改正の受諾の意義	一
	3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務	一
	4 早期国会承認が求められる理由	一
二	改正の内容	二
	1 理事選出方法の変更	二
	2 理事の選挙に関する規則	二
	3 改正の効力発生	二
	4 改正の実施のための国内措置	二
	(参考)	三

一 概説

1 改正の承認経緯

(1) 平成二十年（二千八年）に発生した世界的な金融・経済危機、新興国及び途上国の台頭等の世界経済情勢の変動の中、国際通貨基金（以下「基金」という。）理事会、一連のG20会合等において、基金がより有効に機能するための改正について検討が行われてきた。

(2) この結果、平成二十二年（二千十年）十月二十三日のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、G20各国は、出資合計額を倍増すること及び世界経済における加盟国の相対的地位の変化を出資割合に一層適切に反映させることを内容とするクォータ改革並びに理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正を含むガバナンス改革について合意に至った。これを受け、平成二十二年（二千十年）十二月十五日、基金において、クォータ改革及びガバナンス改革を柱とする総務会決議が採択され、ガバナンス改革の一環として協定の改正が承認された。

2 改正の受諾の意義

この改正は、基金における新興国及び途上国の代表性の拡大等を目的として、理事会の改革を行うための改正について定めるものである。我が国がこの改正を受諾して、その早期発効に寄与することは、基金における我が国の国際協力を推進するとの見地から有意義であると認められる。

3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務

この改正の受諾により新たな措置をとる義務は生じない。

4 早期国会承認が求められる理由

(1) この改正は、基金の正統性、信頼性及び有効性を向上させるための基金の改革の一部分を構成するものであり、新興国及び途上国の理事会へのより積極的な関与を促すことよって基金の世界的な経済・金融問題への対応能力を高めることに資する。

また、この改正は、その発効が総務会決議のもう一つの柱であるクォータ改革の実施の条件の一つともなっている。基金は、これまで加盟国からの出資を主な原資として、加盟国に対して外貨流動性支援を行ってきており、今後も大規模な融資プログラムに

ついて、加盟国からの臨時の融資に過度に依存することなく資金繰りを十分に確保することができるよう、その基本的な資金基盤である加盟国からの出資を拡充することが重要な課題となっている。

そのため、我が国としてこの改正を早期に受諾し、その早期発効に寄与することが望ましい。

(2) 基金における第二位の出資国である我が国がこの改正を早期に受諾することは、他の加盟国に早期の受諾を促し、基金における我が国の国際協力を推進するという見地からも、重要である。

二 改正の内容

この改正の概要は、次のとおりである。

1 理事選出方法の変更

現行の協定上、原則として、理事会は、最大の出資額を有する五の加盟国が任命する五人の理事及びその他の加盟国が選挙する五人の理事によって構成されることとなっているが、この改正により、二十人の理事全員が選挙によって選出されることとなる。これに伴い、現在、出資額の上位五箇国（我が国を含む。）に認められている無投票による理事の任命は、廃止される（第十二条第三項(b)、(c)、(f)、(i)及び(j)、第十二条第八項、第二十一条(a)(ii)、第二十九条(a)、付表D 1(a)、付表D 5(e)、付表E等）。

2 理事の選挙に関する規則

これまで、理事の選挙については、協定の付表及び総務会が定める規則によって規律されてきたが、この改正により、総務会が定める規則により統一して規定されることとなる（第十二条第三項(d)）。

三 改正の効力発生

この改正は、総投票権数の八十五パーセントを有する五分の三の加盟国が受諾し、その事実を基金が全ての加盟国に宛てた公式の通報によって確認した日に、全ての加盟国について効力を生ずる予定である。

四 改正の実施のための国内措置

この改正の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 承認 平成二十二年十二月十五日 基金の総務会において承認
- 2 効力発生 平成二十三年二月一日現在 未発効
- 3 受諾国 平成二十三年二月一日現在 なし

